

## 専決第13号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について

令和6年第1回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年2月29日付け人第1123号で知事から意見を求められたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和6年2月29日専決をもって同意したので、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和6年3月13日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

## 第 23 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 1 条 職員の給与に関する条例 ( 昭和 27 年茨城県条例第 9 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加え、「あつて, 期末手当」を「あつて, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 12 条第 2 項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち, 」を「第 12 条の 6 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員 ( 」に改め、「定める職員」の次に「に限る。 ) 」を加える。

第 12 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

( 在宅勤務等手当 )

第 12 条の 6 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において, 正規の勤務時間 ( 休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。 ) の全部を勤務することを, 人事委員会規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には, 在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は, 3,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか, 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は, 人事委員会規則で定める。

第 13 条第 2 項の表備考中「前条第 1 項」を「第 12 条の 5 第 1 項」に改める。

第 23 条の 2 第 4 項中「, 第 22 条の 4 」を削り、同条第 5 項中「, 第 13 条」を「から第 13 条まで」に、「, 第 20 条の 3 及び第 22 条の 4 」を「及び第 20 条の 3 」に改める。

第 24 条第 3 項中「第 22 条の 3 」を「第 22 条の 4 」に改める。

( 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 )

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する条例 ( 昭和 35 年茨城県条例第 34 号 ) の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項中「及び第 3 項」の次に「, 第 12 条の 6 第 1 項」を、「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加える。

( 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和 41 年茨城県条例第 62 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加える。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

( 在宅勤務等手当 )

第 7 条の 3 在宅勤務等手当は, 住居その他これに準ずる場所において, 正規の勤務時間の全部を勤務することを, 管理者が定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第 19 条第 1 項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 20 条中「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加える。

( 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 )

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例 ( 平成 4 年茨城県条例第 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「 ( 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 ( 次条において「会計年度任用職員」という。 ) を除く。 ) 」を削る。

第 12 条中「職員（」の次に「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する」を加える。

第 20 条の表第 10 条第 2 項の項中「数（」の次に「第 11 条第 2 項及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第11条第2項	次の表のとおり	、次の表に定める額にそれぞれ算出率を乗じて得た額
---------	---------	--------------------------

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年茨城県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「単身赴任手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 11 条の 2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第 28 条第 1 項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 29 条中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 月 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

### 1 改正の目的

人事委員会の勧告等を踏まえ、在宅勤務等手当の新設等、所要の改正をするもの

### 2 改正の内容

#### (1) 在宅勤務等手当の新設に係る改正（第1条から第3条まで及び第5条関係）

一定の期間以上継続して、1月当たり10日を超えて自宅等で勤務する職員に対し、月額3,000円を支給

在宅勤務等手当が支給される職員については、通勤手当について所要の減額措置を講ずる予定

#### (2) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正 教育庁非該当

（第3条及び第5条関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等により、会計年度任用職員について、勤勉手当を支給することが可能となったことを踏まえ、企業局及び病院局の会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加等

#### (3) その他所要の改正（第4条） 教育庁非該当

育児短時間勤務職員に対する獣医師手当について、勤務時間に応じた読替え規定を追加

### 3 改正条例

(1) 職員の給与に関する条例（第1条）

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（第2条）

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第3条）

(4) 職員の育児休業等に関する条例（第4条）

(5) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条）

### 4 施行日

令和6年4月1日